

令和3年6月28日

株式会社 オンリーワン
代表取締役 江田 直人 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



ご 連 絡

本協会は、貴社の販売サイトの広告画面および利用規約について、景品表示法第30条第1項第2号に該当する不当な表示が見られること、また、消費者契約法10条により無効となる不当な表示があることから、令和2年11月16日付け「申入書」にて、不当な表示および条項の利用を直ちに停止することを申入れました。

ところが、貴社から未だ書面によるご回答をいただいております。書面によるご回答を令和3年7月8日までにご送付いただけますようお願いいたします。

また、すでに広告表示等を改善されている場合は、改善された広告のURL等を教えてください。

なお、本書面ならびに貴社からのご回答の有無その内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留町101
公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者団体訴訟室
TEL：03-5614-0543
FAX：03-5614-0743